

「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、児童手当を受給している方に、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この給付金を受け取るには、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村への申請が必要になります。

対象となる方は、申請期間内に申請していただくようお願いします。

支給要件

■支給対象者

次のどちらの要件も満たす方

①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給

②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童1人当たり月額一律5,000円が支給されることをいいます。

※平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当・特例給付を受ける方を含みます。

[児童手当 所得制限限度額]

扶養親族等の数	所得制限限度額	(収入額の目安)
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

(注)

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

■対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、次の児童は対象外です。

- ・「臨時福祉給付金」の対象※となる児童

※ 市町村民税（均等割）が課税されていない方、または条例により市町村民税を免除された方
[市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族を除く]

- ・生活保護制度の被保護者にあたる児童

<注意点>

- ・平成26年1月1日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当・特例給付の対象となっていれば、対象児童に含みます。
- ・上記の児童手当・特例給付の対象児童であれば、子育て世帯臨時特例給付金の申請・支給時に中学校を卒業している場合であっても、対象児童に含みます。
- ・平成26年1月1日以後に亡くなられた児童は対象外です。

■支給額

対象児童1人につき**10,000円**

申請方法

申請方法は次のとおりです。

- **申請先** : 飯山市役所 子ども課
平成26年1月1日時点で住民票が飯山市にある方が対象です。
※例えば平成26年1月2日より後に飯山市へ転入してきた方は、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村が申請先となりますので、ご注意ください。
- **申請期間** : 平成26年7月以降を予定（7～8月頃 飯山市ホームページに掲載）
- **提出書類** : 申請書等 ※対象者（公務員を除く）へ郵送します（7～8月頃）。
※公務員の方は、勤務先から配付されます。

※受取方法に児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は以下の書類が必要です。

- ・ 本人確認書類：住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し
- ・ 指定した口座が確認できる書類：金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

給付金の受取方法

児童手当の振込口座（または申請書に記載した指定口座）に入金されます。

ご注意

- ・ 申請期間外の申請や平成26年1月1日時点で飯山市に住民票がない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- ・ 申請期間などは、各市区町村により異なります。
飯山市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- ・ 公務員の方は、7月以降の飯山市ホームページにより申請期間を確認のうえ、申請してください（個々への通知はありませんのでご注意ください）。
- ・ 「臨時福祉給付金」の対象となる場合は、別途、申請が必要です。

※詳しくは、下記にお尋ねください。

＜問い合わせ先＞

飯山市役所 子ども課 子育て支援係 電話：（代表）0269-62-3111

厚生労働省 「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル

電話：03-3595-3528

※平成26年5月以降にコールセンターを設置予定です。